

令和2年度流通設備の立入検査結果について

中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課

管内の流通設備（送電、変電及び配電設備）に対し、電気事業法第107条の規定に基づき、立入検査を実施したので、その結果を報告します。

1. 検査の目的

電気工作物の技術基準への適合状況、保安規程の遵守状況並びに主任技術者の職務状況を確認することにより、事業用電気工作物を設置する者の保安に関する実態を把握するとともに、事故等再発防止策の確認及び事故等の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 検査内容

（1）サイバーセキュリティの確保に関する検査

イ）電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況（サイバーセキュリティに係るものに限る。）

ロ）電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況（サイバーセキュリティに係るものに限る。）

（2）上記（1）以外の検査

イ）電気事業法第39条に規定する技術基準への適合状況

ロ）電気事業法第42条に規定する保安規程の遵守状況

ハ）電気事業法第43条に規定する主任技術者の選任状況及び保安監督に関する職務状況

ニ）電気事業法関係法令に基づく諸手続

ホ）事故の再発防止対策の実施状況

3. 検査対象流通設備の選定理由

（1）サイバーセキュリティの確保に関する検査

社会的影響が大きい事業場

（2）上記（1）以外の検査

電気関係報告規則に基づく事故報告等があった送電・変電・配電設備等

4. 立入検査結果

(1) サイバーセキュリティの確保に関する検査

イ) 検査数

1 事業所

(2) 上記(1)以外の検査

イ) 検査数

配電設備 1 事業所

ロ) 検査結果(指摘・指示事項)

<配電設備>

- ・指摘なし